

Q：本人はどのような状態

普段の買い物も自分ではできない  
判断能力が全くない

普段の買物はできるが重要な取引はできない  
判断能力が著しく不十分

普段の買物はできるが重要な取引は一人では不安  
判断能力が不十分

今は大丈夫だけどこれから先のことが不安  
判断能力が十分ある

**【法定後見制度】**  
判断能力が不十分であり、裁判所が後見人を選択します。

**【任意後見制度】**  
判断能力があるうちに本人が後見人を選択します。

**【後見】**  
すべての法律行為を取り消したり本人の代わりに行うことができます。

**【保佐】**  
重要な法律行為について同意又は取消しをしたり特定の法律行為を本人の代わりに行うことができます。

**【補助】**  
特定の法律行為について同意又は取消しをしたり本人の代わりに行うことができます。

**【任意後見】**  
あらかじめ支援してくれている人（任意後見人）と支援してもらう内容を自分で決め、公正証書により契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。